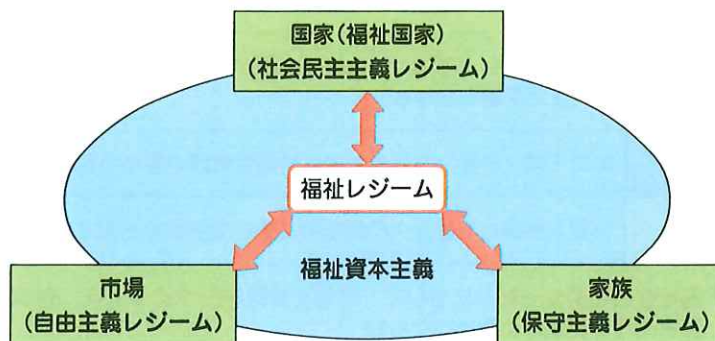


2024年度前期・社福国試対策

社会福祉の原理と政策

福祉レジームの概念図



資料：『平成24年版 厚生労働白書』をもとに作成

福祉レジーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉レジームとは、福祉が生産され、それが国家、市場、家族の間に配分される総合的なあり方。エスピン-アンデルセン (Esping-Andersen, G.)は、次の3つに分類している ● 日本は、自由主義レジームと保守主義レジーム双方の主要要素を均等に組み合わせている 			
		自由主義レジーム	保守主義レジーム	社会民主主義レジーム
	代表国	アメリカなどのアングロ・サクソン諸国	ドイツ、フランスなどの大陸ヨーロッパ諸国	スウェーデン、デンマークなどの北欧諸国
	主たる福祉供給源	市場	家族	国家
	所得再分配の規模	小規模 (小さな政府)	中～大規模	大規模 (大きな政府)
	給付の対象・性格	生活困窮者向け給付が多い (選別主義)	高齢者向け給付が多い (社会保険は普遍主義、公的扶助は選別主義)	現役世代、高齢者向けともに充実 (普遍主義)
	就労と福祉の連携	強 (就労が給付の条件)	中～強	中 (雇用の可能性を高める)
	参加支援指標 (脱商品化)	低い	高い	高い
	平等化指標 (脱社会的階層化)	低い	低い	高い
	家族支援指標 (脱家族化)	低い	低い	高い
労働市場	失業率は景気動向により大きく変動	失業率は高くなる傾向	失業率は比較的低くなる傾向	
指標	参加支援指標 (脱商品化)	● 個人又は家族が 労働市場参加の有無にかかわらず 社会的に認められた一定水準の生活を維持することがどれだけできるかを示す指標		
	平等化指標 (脱社会的階層化)	● 職種や社会的階層 に応じて給付やサービスの差がどれだけあるかを示す指標		
	家族支援指標 (脱家族化)	● 家族 による福祉の負担がどれだけ軽減されているか (家族支援がどの程度充実しているか) を示す指標		

普遍主義と選別主義	普遍主義	●対象者に 均一給付 を適用する方法で、 資力に関係なく 福祉サービスが受給できる	
	選別主義	● 資力調査 など 福祉サービスを必要とする人々を選び出して 、サービスを提供する方法（生活保護制度など）	
ニーズ（必要）	必要原則	●ニーズ（必要）充足のために 平等な資源の量を分配 すべきであるという考え方	
	貢献原則	●個人が果たす社会への 貢献度に応じて資源を分配 すべきであるという考え方	
準市場（疑似市場）	●医療・福祉など 公的サービス において、 市場を意図的につくり上げ 、その限られた市場内で自由競争を促し、競争原理を促進しようとしたもの		
市場化テスト	●公共サービスを国民に提供する主体として、「官」と「民」のどちらがより国民の期待に応えられるかを国民に判断してもらうために行われる 官民競争入札・民間競争入札制度		
ラショニング（配給・割当）	●希少な資源を、 市場メカニズムを用いず に、これを必要とする人々に供給するための方法		
政策評価法	●政策評価の目的は、 効果的・効率的な行政の推進 及び 国民への説明責任 を全うされるようにすることである ● 国の行政機関 が主体となり、 事業評価、実績評価、総合評価 の方式により行われ、総務省が、政府全体の政策評価及び政策への反映状況等を毎年度取りまとめ公表する		
ブラッドショー（Bradshaw, J.）の4つのニーズ	客観的 ニーズ	ノーマティブ・ニード（規範的ニード）	●「望ましい」基準との対比において、 専門家や行政官などが存在を認めたニード
		コンパラティブ・ニード（比較ニード）	●サービスを利用している 他人と比較して 、差を明らかにして導き出されるニーズ
	主観的 ニーズ	フェルト・ニード（感得されたニード）	●本人が、サービスの 必要性を自覚した ニーズ
		エクスプレスト・ニード（表明されたニード）	●本人がニーズを自覚し、実際に サービス利用を申し出た ニーズ
T. H. マーシャル（Marshall, T. H.）のシティズンシップの分類	● シティズンシップ を、市民的権利、政治的権利、社会的権利に分け、社会的権利が市民資格に参入された段階を福祉国家として位置づけた		
	市民的権利	● 個人の自由 のために必要とされる諸権利。人身の自由、言論・思想・信条の自由、裁判を受ける権利など	
	政治的権利	● 政治権力の行使 に参加する権利。国及び地方レベルの参政権	
	社会的権利	●社会を生きていくうえで 人間らしく生きるための権利 。労働、社会保障、教育などの権利	
「OECDより良い暮らしイニシアチブ（OECD Better Life Initiative）」	●経済協力開発機構（OECD）は、人々の幸福を形成する多様な側面に着目して、「 より良い暮らし 」を測定するための枠組みを提示した		
	●(1)所得と財産、(2)雇用と収入、(3)住宅、(4)健康状態、(5)仕事と生活のバランス、(6)教育と技能、(7)社会とのつながり、(8)市民参加とガバナンス、(9)環境の質、(10)安全、(11)主観的幸福の11項目で人々の 経済状態と生活の質 を分析		

ロールズ (Rawls, J.) 「正義論」	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間が守るべき「正義」の根拠を探り、その正当性を論じた ● 第二原理として、社会的・経済的不平等は次の2条件を満たすものでなければならないとした 	
	格差原理	● 社会の中で 最も恵まれない人 の境遇を 最大限改善 するものであること
	機会均等原理	● 公正な機会の均等という条件のもとで、公正な競争の結果生じたものに限られること
日本における 相互扶助	ユイ（結）	● 屋根葺きや田植えなどに際して 労力を交換しあう 慣習
	モヤイ（催合）	● 共同生産と収穫物の共同分配によって 利益を共有 する慣習
	テツダイ (手伝い)	● 見返りを求めずに食料や労力を 無償で提供 する慣習
	講	● 信仰や社交を目的 にした任意参加型の相互扶助組織
	組	● 生産や自治を目的にした 地縁による 相互扶助組織
	たのもしこう 頼母子講 (無尽)	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済的・金融的機能をもち、経済的救済を目的とした組織 ● 講員が掛金を一定期間出し合い、講員は条件に沿って全期間の内の1回積立金を受け取る。全員が積立金を受け取った時点で一旦終了となる
	しちふつまさん 七分積金制度	● 江戸幕府の下で町人の負担する 町の経費を節約した額の中から積立て をして、貧民や孤児を救済した制度のことをいう
	ごほ 五保の制	● 五戸を一組 として、共助の機能をもった農耕と貢納のための組織
貧困のとらえ方	スピーカー (Spicker, P.)	● 「貧困」の多様な意味を、「物質的状态」、「 経済的境遇 」及び「 社会的地位 」の3つの群に整理した
	タウンゼント (Townsend, P.)	● 「 相対的剥奪 」の概念を精緻化することで、相対的貧困を論じた
セン (Sen, A.) 「潜在能力」	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜在能力は、人がよりよく生きるために、財やサービスを利用して達成可能となる機能の集合体 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「恥をかかずに人前に出ることができる」「よい栄養状態にあること」「健康な状態を保つこと」「社会生活に参加できること」など。豊かな社会の中で貧しいことは、潜在能力の障害となる 	
世界幸福度報告書 (World Happiness Report)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年より国際連合の持続可能な開発ソリューション・ネットワークが発行する幸福度調査の報告書 ● 一人当たりGDP、社会的支援、健康寿命、人生選択の自由度、寛容さなどを分析している ● 日本のランキングは調査開始以降、40位台で推移した後、2016年に50位台になり、2020年は62位まで下落した。2021年以降は3年連続で上昇し、2023年は47位（137か国中）に回復した 	
人間の安全保障	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年の国連総会では、「人間の安全保障」についての共通理解の文書が採択された ● 全ての人々の保護及び能力と地位の向上を強化することを求めている 	

52 社会問題

▶ 社会問題に関する重要事項

構築主義	● 社会問題は、ある状態を解決されるべき問題とみなす人々の クレーム申立てとそれに対する反応 を通じて作り出されるという捉え方	
規範	● 人間が集団成員として 守らなければならないルール、慣習	
社会病理	● 個人的な病理行動が集積した結果ではなく、個人を病理行動へと促す 社会的な原因 を指す概念	
社会的逸脱	● 個人又は集団が、その所属する集団や社会の 標準から外れた状態 にあたり、標準的でない行為をすること	
ラベリング	● 誰かから 社会的なラベル を貼られることによって、貼られた人物の主観面に大きな影響を及ぼす	
アノミー	● 社会規範が失われて、 無規範状態 になり、社会秩序が乱れ混乱した状態 ● マートン (Merton, R. K.)は、 文化的目標とそれを達成するための制度的手段との不統合 が存在する場合にアノミーが生じるとした	
スティグマ	● 他者や社会集団によって個人に押し付けられた「 負の烙印 」	
エイジズム	● 高齢者への偏見が強まり、 差別を正当視 すること	
マイノリティ・グループ	● 身体的特性や文化的特性が劣っているとして 差別を受ける社会集団 。自らもそれを自覚し、集団的アイデンティティを有する集団	
アファーマティブ・アクション	● 「積極的差別是正措置」のこと。差別を解消するために、特定の民族あるいは階級に対して優遇措置を制度上採用する方策 ● 「機会の平等」よりも「 結果の平等 」を重視する。「 逆差別 」の問題もある	
フェミニズム運動	● 性差別をなくし 、性差別的な搾取や抑圧をなくそうとする運動	
エコロジー運動	● 人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と 自然との調和・共存 をめざす運動	
犯罪	ホワイトカラー犯罪	● 組織で働く、名望ある 社会的地位の高い中・上層の者 が、職業的な課題を遂行するなかで、犯罪を犯すこと
	サイバー犯罪	● コンピューター技術及び電気通信技術を悪用 した犯罪（コンピューター・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪、不正アクセス禁止法違反などがある）
	被害者なき犯罪	● 賭博、麻薬、談合、売買春、墮胎など、 被害者がいないようにみえる 犯罪
	司法取引	● 裁判において、 被告人と検察が取引し 、被告人が罪を認める、捜査に協力することなどで、刑の軽減、罪状の取り下げなどを行うこと
	割れ窓理論	● 建物の窓ガラスが割れたまま放置されていると、管理人がいないと思われ、凶悪な犯罪が増えるという理論（ 軽微な犯罪 を徹底的に取り締まることで 凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止 できる）

▶ ひきこもり

ひきこもり		<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
ひきこもり地域支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県、政令指定都市に設置 ●ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置（うち1名以上は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）
業務内容	相談	●電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行う
	訪問	●家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行う

▶ ヘイトスピーチ解消法^(※)

2011（平成23）年5月公布

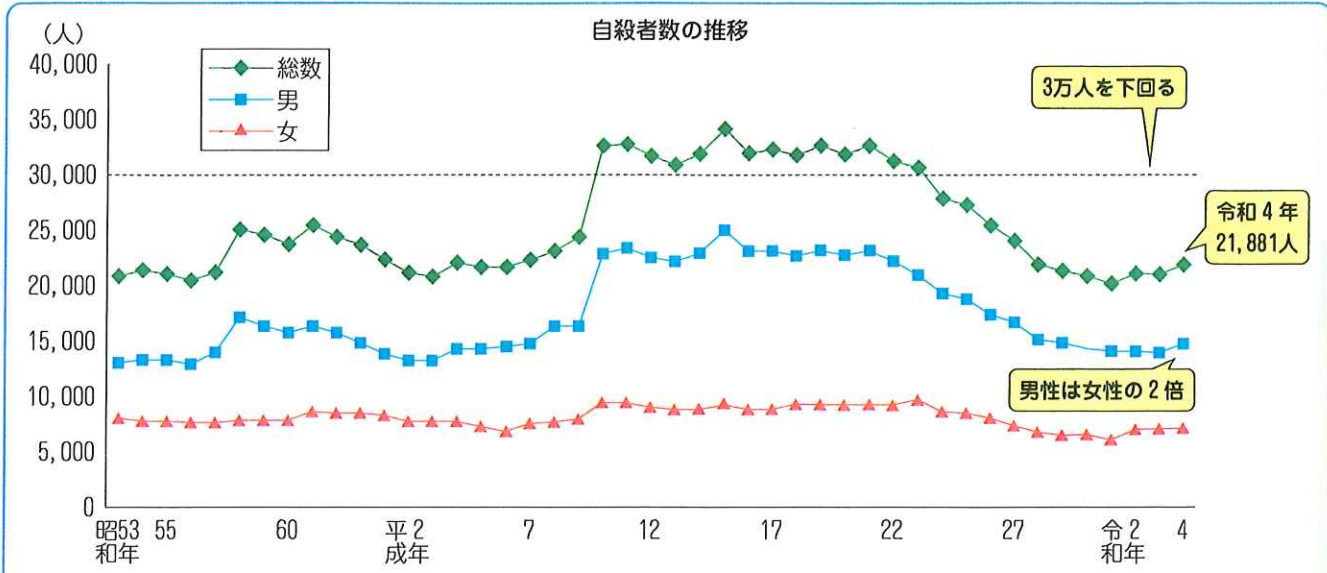
目的	●本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消 が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする
基本理念	● 国民 は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与 するよう努めなければならない
国及び地方公共団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ●国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施する ●地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする
相談体制の整備	● 国 は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する 相談に的確に応ずるとともに 、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、 必要な体制を整備するものとする

(※) 正式名称：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

▶ SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs (持続可能な開発目標)		<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標。持続可能でよりよい世界をつくるために、「17の目標」を掲げており、2030年までにこれらの目標の達成を目指している
目標（一部抜粋）	目標1	●あらゆる場所で、あらゆる形態の 貧困に終止符 を打つ
	目標2	● 飢餓に終止符 を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、 持続可能な農業 を推進する
	目標3	●あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保 し、福祉を推進する
	目標4	●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、 生涯学習の機会を促進 する
	目標5	● ジェンダーの平等 を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る
	目標8	●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び ディーセント・ワーク を推進する
	目標13	● 気候変動とその影響 に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標17	●持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化 する	

▶ **自殺対策基本法** 2006（平成18）年公布



年齢別	50代 4,093人	40代 3,665人	70代 2,994人	60代 2,765人	30代 2,545人	80歳以上 2,490人	20代 2,483人	19歳以下
自殺の動機	健康問題 12,774人			家庭問題 4,775人	経済・生活問題 4,697人	その他		

資料：厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」

自殺対策基本法	目的	● 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現 を目指して、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする
	基本理念	● 自殺対策は、 生きごとの包括的な支援 として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう実施されなければならない
	自殺総合対策大綱	● 政府 は、自殺総合対策大綱（2022（令和4）年10月閣議決定。5年に1度見直し）を定めなければならない
	自殺対策計画	● 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、「 都道府県自殺対策計画 」を定めるものとする ● 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、「 市町村自殺対策計画 」を定めるものとする
	自殺予防週間	● 自殺予防週間は 9月10日から9月16日まで とし、自殺対策強化月間は 3月 とする
地域自殺対策推進センター	● 平成28年度より、「 地域自殺対策推進センター 」をすべての 都道府県・指定都市 に設置し、市町村等を直接的かつ継続的に支援する体制及び機能を強化。自死遺族等に対する専門相談及び必要となるさまざまな支援情報の提供を行う	

外国人

← 在留外国人 296万人 →

在留資格別	永住者 29%	技能 実習 11%	特別永住者 10%	技術・人 文知識・ 国際業務 10%	留学 9%	家族 滞在 7%	定住者 7%	その他
国籍別	中国 25%	ベトナム 16%	韓国 14%	フィリピン 10%	ブラジル 7%	ネパール 4%	インドネシア 3%	その他

資料：法務省「在留外国人統計」(2022(令和4)年6月末)

在留資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入国管理及び難民認定法等の改正(2012(平成24)年7月)により、外国人登録制度が廃止され、新たな在留管理制度が始まった ● 在留資格は、活動資格(日本で何をするか)と居住資格(どのような身分か)がある 	
	活動資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在
	居住資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
特別永住者	<ul style="list-style-type: none"> ● 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格 ● 特別永住者には、特別永住者証明書が交付される 	
在留管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 在留資格をもっている中長期在留者は、在留管理制度の対象となる ● 中長期在留者に対し、在留カードが交付される ● 在留期間の上限は最長5年 	
	中長期在留者	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3月以下」「短期滞在」「外交又は公用」の在留資格などに該当しない人
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主は、外国人の雇い入れ、離職の際は、氏名、在留資格などを公共職業安定所に届け出なければならない ● 外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、外国人労働者雇用労務責任者を選任する 	
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入要件を満たせば、日本人と同様の保険に加入することができる 	
	社会保障協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本と社会保障協定を締結している国(2022(令和4)年6月現在22か国発効)は、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できる
	脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金の第1号被保険者又は厚生年金の保険料納付済期間が6か月以上の外国人が出国後2年以内に請求した場合は、脱退一時金が支給される
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護制度は、憲法第25条を根源とするものであり、日本国民のみを対象としている ● 適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法を準用している 	

▶ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ

目的	●日本と相手国の 経済上の連携を強化 する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの（労働力不足への対応が目的ではない）	
対象国	● インドネシア （平成20年度～）、 フィリピン （平成21年度～）、 ベトナム （平成26年度～）	
在留資格	●特定活動	
在留期間	看護師候補者	●上限3年
	介護福祉士候補者	●上限4年
	●一定の条件を満たす者は、国家試験に不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能	

▶ 特定技能の在留資格

特定技能の在留資格	●深刻化する 人手不足に対応 するため、 人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野 において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築	
特定技能1号	●特定産業分野に属する 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務 に従事する外国人向けの在留資格	
	特定産業分野（14分野）	● 介護 、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
	在留期間	●1年、6か月又は4か月ごとの更新、 通算で上限5年まで
特定技能2号	●特定産業分野に属する 熟練した技能を要する業務 に従事する外国人向けの在留資格	
	特定産業分野（2分野）	●建設、造船・船用工業
	在留期間	●3年、1年又は6か月ごとの更新

▶ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

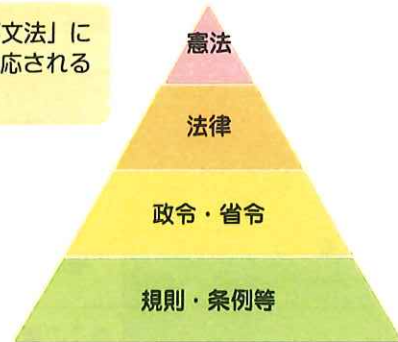
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	●外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境をさらに充実させる観点から、平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。令和4年に4回目の改訂が行われた	
主な施策	行政・生活情報の相談体制の整備	●各機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援に関する拠点（ 外国人在留支援センター ）を令和2年7月に設置
	災害発生時の情報発信・支援	●避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「 災害時外国人支援情報コーディネーター 」の養成研修を実施
	医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等	●地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における 医療通訳者や医療コーディネーター の配置



▶ 法の体系



法は、憲法や法律などの「成文法」と、慣習法などの「不文法」に分けることができます。各法について学ぶ前に、法令が適応される優先順位など、法の体系を整理しましょう。



成文法	憲法	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国の最高法規に位置づけられる ● 日本国憲法に反する法令や国家の行為は、違憲・無効とされる 	日本国憲法 1946(昭和21)年11月公布	
	条約	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際法上で国家間で結ばれる成文法 ● 日本国内では、条約よりも憲法のほうが優るとするのが通説（優先関係に争いがある） 		
	法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律は、国会で制定され、内閣の助言と承認に基づいて天皇が公布する ● 法律の公布は、慣例として官報によることとされている ● 国民が、国会で成立した法律の適用を具体的に受けるようになるのは、その法律が施行されたときである 		
	命令	政令	● 内閣 が制定する成文法。法律の実施に必要な規則や法律が委任する事項を定める	
		省令	● 各省大臣 が発する命令。法律もしくは政令を施行するため、それぞれその機関の命令として発する	
	条例、規則	● 地方公共団体が制定する自治法。 法律の範囲内で制定される		
不文法	慣習法	● 一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式などの慣習のうち、法としての効力を有するものをいう		
	判例法	● 特定の裁判において裁判所が示した法律的判断		
	条理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「物事の道理」「すじみち」のこと ● 制定法、慣習法、判例法のいずれにも適用すべき法がない場合には、法源となる 		
ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ国法形式の間では、特別法が一般法に優る ● 同じ国法形式の間では、後法が前法に優る ● 下位法が上位法に反する場合は無効である 			

▶ 基本的人権



日本国憲法第3章は、国民の権利及び義務について第10条から第40条までの31条が規定されています。

10条	国民たる要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国民たる要件は、法律でこれを定める <p>「国籍法」で定めている</p>
11条	基本的人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる
12条	自由及び権利の保持義務と公共福祉性	<ul style="list-style-type: none"> ● この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う
13条	個人の尊重と公共の福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする
14条	平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界	<ul style="list-style-type: none"> ● すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない ● 華族その他の貴族の制度は、これを認めない ● 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する
15条	公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障	<ul style="list-style-type: none"> ● 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である ● すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない ● 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する ● すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない
16条	請願権	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない
17条	公務員の不法行為による損害の賠償	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる
18条	奴隷的拘束及び苦役の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない
19条	思想及び良心の自由	<ul style="list-style-type: none"> ● 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない
20条	信教の自由	<ul style="list-style-type: none"> ● 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない ● 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない ● 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない

21条	集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する ●検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない
22条	居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する ●何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない
23条	学問の自由	<ul style="list-style-type: none"> ●学問の自由は、これを保障する
24条	家族関係における個人の尊厳と両性の平等	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない ●配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない
25条	生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務	<ul style="list-style-type: none"> ●すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する ●国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない
26条	教育を受ける権利と受けさせる義務	<ul style="list-style-type: none"> ●すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する ●すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする
27条	勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ●すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う ●賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める ●児童は、これを酷使してはならない
28条	勤労者の団結権及び団体行動権	<ul style="list-style-type: none"> ●勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する
29条	財産権	<ul style="list-style-type: none"> ●財産権は、これを侵してはならない ●財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める ●私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる
30条	納税の義務	<ul style="list-style-type: none"> ●国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う
31条	生命及び自由の保障と科刑の制約	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない
32条	裁判を受ける権利	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない

労働三権

罪刑法定主義

33条	逮捕の制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない
34条	抑留及び拘禁の制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない
35条	侵入、捜索及び押収の制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない ● 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ
36条	拷問及び残虐な刑罰の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる
37条	刑事被告人の権利	<ul style="list-style-type: none"> ● すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する ● 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する ● 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する
38条	自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、自己に不利益な供述を強要されない ● 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない ● 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない
39条	遡及処罰、二重処罰等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない
40条	刑事補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる

▶ 選挙権と被選挙権

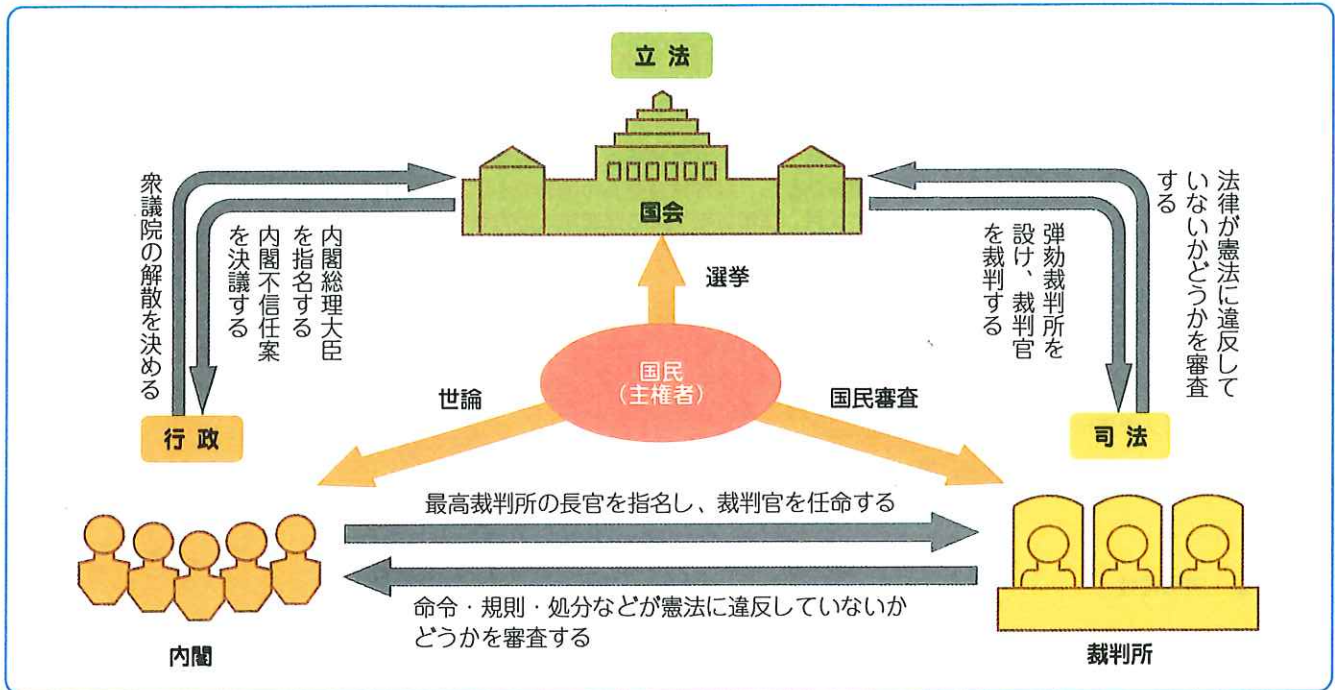
選挙権	● 日本国民で、 満18歳以上 であること	
被選挙権	衆議院議員、市町村長	● 日本国民で、 満25歳以上 であること
	参議院議員、都道府県知事	● 日本国民で、 満30歳以上 であること
選挙権、被選挙権を失う条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ● 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く） ● 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。又は刑の執行猶予中の者 ● 選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者など 	

▶ 憲法判例

憲法14条	非嫡出子法定相続差別事件	<ul style="list-style-type: none"> ● 非嫡出子と嫡出子の法定相続分が異なる規定は、法律婚が定着しているとしても、子が自ら選択修正できないことを理由に不利益を及ぼすことは許されず、個人として尊重し権利を保障すべきであり、憲法14条1項に反し違憲である ● 民法第900条は、平成25年12月に改正法案が成立し、非嫡出子の法定相続分が変更された
憲法15条	成年被後見人の選挙権	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年3月、東京地方裁判所は、成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法11条1項1号を違憲無効とし、成年被後見人の選挙権を認める判決を言い渡した ● 平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され、平成25年7月以後に公示・告示される選挙について、選挙権・被選挙権を有することとなった
	外国人参政権	<ul style="list-style-type: none"> ● 憲法93条2項の住民とは日本国民のことであり、在留外国人に地方参政権を保障したのではない ● 憲法は地方公共団体と定住外国人に対し地方参政権を付与することを禁止していないが、それは国の立法政策にかかわることなので、そのような立法を行わないからといって違憲の問題は生じない ● 選挙権を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法、公職選挙法の規定は違憲ではない
憲法24条	夫婦同姓	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法750条は、憲法24条に違反しない
憲法25条	朝日訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ● 憲法25条2項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したのではない（プログラム規定説） ● 何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的的な裁量に委されている ● ただし、厚生大臣の裁量権の範囲を超えて設定された生活保護基準は、司法審査の対象となる
	堀木訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の社会保障給付が同一人に併給されるのを禁止または制限する「給付調整」の規定は、立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといって当然に憲法25条違反とはいえない
	外国人に対する生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年厚生省社会局長通知)によって行われる生活保護の給付や返還に関する措置はあくまでも行政措置として行われるものにすぎず、外国人に対する生活保護は、権利義務を形成することが法律上認められているものではない
	生活保護費預貯金訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ● 支給された生活保護費と障害年金を原資とする預貯金の一部につき、その用途を限定する旨の指導指示は、被保護者の意に反してされた重大かつ明白な違法があるとして、無効である
憲法28条	全農林警職法事件	<ul style="list-style-type: none"> ● 公務員の争議行為等を禁止するは、勤労者を含めた国民の共同利益という観点からのやむを得ない制約で、憲法28条に違反しない
憲法29条	共有林分割請求事件	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林法旧186条の規定の立法目的と、持分価値2分の1以下の共有者からの分割請求を禁止した規定に合理性・必要性を認めることはできないので、違憲である ● 法律による財産権の制限は、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えていれば、憲法に違反し無効となる

▶ 国会・内閣・裁判所

● 三権分立



国会	<ul style="list-style-type: none"> ● 国会は、「国民の代表機関」「国権の最高機関・唯一の立法機関」 ● 国会は、「衆議院」と「参議院」の両議院で構成する ● 衆議院の優越が認められているのは、①予算の議決、②条約の承認、③法律案の議決、④内閣総理大臣の指名・不信任決議など 						
内閣	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政権は、内閣に属する ● 議院内閣制を採用（内閣総理大臣は国会議員のなかから選出） ● 内閣の仕事は、①国の行政事務を統括、②外交関係を処理、③条約を締結、④予算案を国会に提出、⑤政令を制定、⑥最高裁判所の裁判官を任命 など 						
裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての司法権は、最高裁判所及び下級裁判所に属する ● すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、憲法及び法律のみに拘束される ● 下級裁判所：①高等裁判所、②地方裁判所、③家庭裁判所、④簡易裁判所 						
	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所は次の権限を有する（裁判所法第31条の3） 						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e1bee7;">1</td> <td>● 家事事件手続法で定める家庭に関する事件（成年後見、親子、相続など）の審判及び調停</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e1bee7;">2</td> <td>● 人事訴訟法で定める人事訴訟（離婚の訴え、認知の訴えなど）の第一審の裁判</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e1bee7;">3</td> <td>● 少年法で定める少年の保護事件の審判</td> </tr> </tbody> </table>	1	● 家事事件手続法で定める家庭に関する事件（成年後見、親子、相続など）の審判及び調停	2	● 人事訴訟法で定める人事訴訟（離婚の訴え、認知の訴えなど）の第一審の裁判	3	● 少年法で定める少年の保護事件の審判
	1	● 家事事件手続法で定める家庭に関する事件（成年後見、親子、相続など）の審判及び調停					
2	● 人事訴訟法で定める人事訴訟（離婚の訴え、認知の訴えなど）の第一審の裁判						
3	● 少年法で定める少年の保護事件の審判						
裁判員制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民が裁判員として刑事裁判に参加する制度。原則として裁判官3人と裁判員6人の合議制 ● 裁判員制度は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを趣旨としている 						

▶ 財政

83条	財政処理の権限	● 国の財政を処理する権限は、 国会の議決 に基づいて、これを行使しなければならない
84条	課税の要件	● あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、 法律又は法律の定める条件 によることを必要とする 租税法律主義
85条	国費支出と国の債務負担	● 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、 国会の議決 に基づくことを必要とする
86条	予算の作成と国会の議決	● 内閣 は、毎会計年度の予算を作成し、 国会 に提出して、その 審議 を受け議決を経なければならない
89条	公の財産の支出及び利用の制限	● 公金その他の公の財産は、 宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業 に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない 公私分離の原則
90条	決算・会計検査院	● 国の収入支出の決算は、すべて毎年 会計検査院 がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない
91条	財政状況の報告	● 内閣 は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない

▶ 地方自治

92条	地方自治の基本原則	● 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、 地方自治の本旨 に基づいて、法律で定める
93条	地方公共団体の議会	● 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その 議事機関 として議会を設置する ● 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、 直接これを選挙 する
94条	地方公共団体の権能	● 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で 条例 を制定することができる
95条	特別法の住民投票	● 一の地方公共団体だけに適用される特別法 は、その地方公共団体の住民の投票においてその 過半数 の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない

社会福祉士・国家試験対策用語集

社会福祉の原理と政策

ローエー
ICA (国際協同組合同盟) の声明

[International Co-operative Alliance]

ICAは1895年にイギリスで設立。その定義として、「協同組合は、共同で所有し、民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である」としている。協同組合は、自助・自己責任・民主主義・平等・公正・連帯の価値を基礎とし、コミュニティへの関与や組合員の経済的参加・民主的管理などを含め、7つの原則に従うとされる。わが国では、生協や農協、漁協、森林組合などがICAに加盟し、同じ「原則」に基づいて活動している。

朝日訴訟

人間裁判とも称され1957(昭和32)年に結核患者であった朝日茂氏によって提起された訴訟。当時の長期入院患者の保護基準が憲法25条の「健康で文化的な」最低生活を保障するものではないとして当時の厚生大臣を相手に起こした裁判。

医学モデル/生活モデル

[medical model/life model]

「医学モデル」とは障害を個人的な問題として捉えている。疾病・外傷から直接的に生じるものとしている。一方、「生活モデル」とは個人の心身状況と環境状況が相互に影響し合って生じるものとしている。ソーシャルワーカーは、診断や問題発見に重点を置く「医学モデル」を参考にしつつ、「生活モデル」の視点に立って支援する。

育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や介護をする必要がある労働者に対して、労働時間を柔軟に調整したり、休暇を取りやすくしたりする内容が示されている。2019(令和元)年12月27日に「改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針」が公布・告示され、この改正により、2021(令和3)年1月1日より育児や介護を行う労働者が、子どもの看護休暇や親の介護休暇などを時間単位で取得できるようになった。育児休業制度とは、原則として1歳に満たない子を養育するためにする休業のことであり、介護休業制度は、要介護状態にある対象家族を介護するために休業するときの制度。介護休業は、2週間以上の常時介護を必要とする状態にある家族を介護するためのものである。

石井十次

[1865-1914]

宮崎県に生まれる。19歳のときに洗礼を受ける。熱心なキリスト教信者。22歳のときに岡山孤児院を設立。ピーク時には1,200名の孤児を救済し、生涯を通して孤児救済に尽力した。また1909(明治42)年、当時のスラム街である大阪名護町に愛染橋保育所を開設した。

石井亮一

[1867-1937]

佐賀県に生まれる。1891(明治24)年の濃尾大地震の際に石井十次の要望で孤児を引き取り、それが契機となって東京都に孤女学院を設立。のちの滝乃川学園となる。わが国最初の知的障害児施設、日本精神薄弱児愛護協会(現・日本知的障害者福祉協会)を結成するなど、知的障害児問題に一生を捧げた。

いじめの防止等のための基本的な方針 (2017 (平成 29) 年改定)

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号) 11 条 1 項の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために文部科学大臣が策定したもの。改定ではいじめの定義の見直しや、いじめ事案の対処のあり方、定期的なアンケートの実施、スクールソーシャルワーカーなどの積極的な活用が示されている。また性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知するなど、性的指向・性自認に係る児童生徒への対応が盛り込まれている。

糸賀一雄

[1914-1968]

鳥取県に生まれる。半生を障害者教育に捧げた。京都大学を卒業し、滋賀県経済統制課長などを経て、戦災孤児や知的障害児の教育の場として近江学園を創設。日本の知的障害の父とも呼ばれる。主著に『この子らを世の光に』(1965)、『福祉の思想』(1968)がある。

医療保護法

1941 (昭和 16) 年成立。医療または助産を受けることのできない生活困難者を対象。市町村や済生会などの医療保護事業者は政府から割り当てられた医療券等を発行。戦後の「(旧)生活保護法」成立により廃止。

岩永マキ

[1848-1920]

長崎県に生まれる。キリスト教信者。ド・ロ神父とともに児童養護施設「浦上養育院」を創設する。浦上養育院は 1891 (明治 24) 年に当時の内務省から初めて助成金が支給され、わが国の社会福祉事業の先駆けとなった。

岩橋武夫

[1898-1954]

大阪市に生まれる。早稲田大学在学中に失明し、その苦悩を乗り越え、関西学院を経てエディンバラ大学を卒業。その後盲人社会福祉事業に尽力し、1935 (昭和 10) 年に世界で 13 番目の盲人福祉施設ライトハウスを大阪に建設。わが国およびアジアの盲人福祉において数多くの業績を残す。ヘレン・ケラー女史とともにわが国の「身体障害者福祉法」制定 (1949 [昭和 24] 年) に貢献する。

インクリメンタリズム (漸増主義、増分主義)

[incrementalism]

当面の課題は一挙に解決しない漸進的解決や現状の政策を肯定し、限定的な選択肢の中から最適なものを選ぶという特徴がある。政府の予算編成において、合理主義的な予算編成の原理が作用している場合と比較した場合、行政分野ごとの予算額の構成比の変化が少なくなる傾向がある。

ヴァルネラビリティ

[vulnerability]

傷つけられやすいこと、脆弱性。攻撃誘発性などと訳される。たとえば社会的弱者といわれる人びとは、偏見→差別→社会的排除→差別という構造に陥りやすい。差異が差別を生むのではなく差別が差異を生み出していく。精神障害者や生活保護世帯、ハンセン病回復者、エイズ患者などはヴァルネラビリティが形成されやすい。

AFDC (要扶養児童家庭扶助)

[Aid to Families with Dependent Children]

アメリカで行われていた、扶養を要する 18 歳以下の子どもをもつ貧困家庭を対象とするプログラムのこと。アメリカ連邦政府が州に補助金を交付し、各州がそれぞれの基準によって運営する。扶助の内容としては、各州の基準に基づく現金給付、就職奨励プログラム、就職斡旋サービス、保育がある。ひとり親家庭、または両親がいても失業者か、どちらかの親が重度の心身障害者であればその対象となる。

エスディーズ SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。その中では、貧困に終止符を打つとともに、気候変動や環境保護への取組みも求めている。

エスピン-アンデルセン

[Esping-Andersen, Gøsta 1947-]

1947年デンマークに生まれる。スペインのポンベウ・ファブラ大学政治社会学部教授。『福祉資本主義の三つの世界』(2001)で注目を集める。「脱家族化」という概念を提唱し、福祉レジームを分析し、福祉国家は社会的階層化のパターン形成に重要な役割を演じる、とした。

エーデル改革

スウェーデンにおいて1992年から行われた改革のこと。ナースিংホームなどの運営が県から市に移り、この結果、医師を除く他の看護職員5万人余りが市の職員になった。社会的入院者の費用を市が県に払う制度ができたため、社会的入院者は激減することとなった。エーデルとは高齢者のこと。高齢者の保健医療は広域自治体、介護サービスはコミュニティが実施責任を負う。

エヌオー NGO (非政府組織)

[non-governmental organization]

政府から自立した組織として、一般市民が国境と国籍の違いを乗り越え自発的に参加・運営する国際協力団体のことをいう。現在において500団体以上が、教育、保健医療、農村の開発、環境保全、子どもや女性を対象にした事業を中心に、さまざまな国で協力活動を行っている。

エヌピーオー NPO 法人 (特定非営利活動法人)

[non-profit organization]

利潤追求とは異なる公共の福祉向上を使命とする民

間組織のこと。その特徴として、①組織化されていること、②民間であること、③利益分配をしないこと、④自己統治・自己決定していること、⑤自発的であること、⑥非宗教的であること、⑦非政治的であること、が挙げられる。1998(平成10)年に「特定非営利活動促進法」(NPO法)が成立し、ボランティア団体などの任意団体は、法人格を比較的容易に取得できるようになり、社会的な権利が認められるようになった。

エリザベス救貧法

イギリス絶対王政期のエリザベスI世の統治のもとにおいて1601年に成立。貧困者を労働能力の有無を基準に、①有能貧民、②無能力貧民、③児童、の3種類に分類し、就労の強制や浮浪者の整理が行われた。1834年に改正。そのため改正された「救貧法」に対し「旧救貧法」といわれている。

エンゼルプラン (今後の子育て支援のための施策の基本的方向について)

当時の文部・厚生・労働・建設4大臣合意によって1994(平成6)年に策定された子育て支援政策。①子育てと仕事の両立支援、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅および生活環境の整備、④ゆとりのある教育の実現と健全育成の推進、⑤子育てコストの削減、という方向が示された。

エンパワメント

[empowerment]

ソーシャルワーク実践において、心理的・社会的に不利な状況に置かれたクライアントがその問題状況に対して自ら改善するためのパワーを高め、行動していくための援助を行うこと。

応益負担

社会福祉サービスの利用負担をそのサービスの受益に応じて負担すること。資源の配分効果が強いといわれている。

応能負担

社会福祉サービスの利用負担を各人の支払い能力に応じて負担すること。所得再分配の効果が強いといわれている。

大河内一男

〔1905-1984〕

東京市に生まれる。社会政策学者。社会事業を「経済秩序外的存在」である貧困者に対する施策と位置づけ、同時に社会政策の強化・補強策を規定した。

『社会政策（各論）』（1950）など多数の著書がある。

岡村重夫

〔1900-2001〕

大阪市に生まれる。地域福祉の3構成要素である「コミュニティケア」「地域組織化」「予防的社会福祉」を提唱し、それにより長期的な社会福祉計画において地域福祉サービスを展開できるとしたことで有名。また福祉国家は選別的処遇ではなく国民すべてを対象とする普遍的処遇に特徴があると述べている。

恩給

公務員の退職、死亡後の生活の支えとなるもので、いわゆる国家補償の性格を有するもの。①公務員が相当年勤務して退職した場合、②公務によるけがや病気で退職した場合、③公務のために死亡した場合において、国が公務員またはその遺族に給付するもの。共済組合制度に移行する前に公務員を退職した人やその遺族、旧軍人やその遺族に支給される。恩給および戦争犠牲者援護は社会保障本来の目的とは異なる国家補償制度であるが、生存権尊重の社会保障的效果を上げているために広義の社会保障制度とされている。

オンブズマン

〔ombudsman〕

「苦情処理人」や「権利擁護者」としての役割を担う。硬直的構造に陥りやすい社会福祉施設や苦情が顕在化しにくい福祉サービスに対して、第三者的な立場から公平な判断をすることが期待されている。オンブズパーソン（ombuds person）ともいう。

介護保険法

1997（平成9）年に制定された介護を必要とする高齢者等に必要の保険給付を行うことを規定した法律

であり、2000（平成12）年4月から施行されている。その後、2005（平成17）年の改正において、要介護状態となった高齢者等の「尊厳の保持」が明確に謳われた他、①予防重視型システムへの転換、②利用者負担の見直し、③新たなサービス体系の確立、④サービスの質の確保・向上、⑤制度運営・保険料の見直し、などが図られた。なお、市町村に対し、市町村介護保険事業計画を策定または変更しようとするときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くことを義務づけている。

片山潜

〔1859-1933〕

現在の岡山県に生まれる。わが国におけるセツルメント（隣保事業ともいう）のパイオニアである。1897（明治30）年、わが国初の隣保館である「キングスレー館」を東京神田三崎町に設立した。

貧窮的コース

人間がもつさまざまなニーズのうち金銭の給付によって満たすことができるものを指す。したがって、その充足は貧困や低所得に起因する生存のために必要な生活基盤を作ることを目指すものとなる。

ギデンス

〔Giddens, Anthony 1938-〕

イギリスの社会学者。『社会学』『親密性の変容』などでジェンダー論を展開。『第三の道』において、旧来の社民主義の「大きな政府」路線でも、サッチャー流の市場原理主義路線でもないもう1つの道（第三の道）を提唱し、ブレア労働政権に影響を与えたことで有名である。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月14日法律第105号として公布され、2017（平成29）年3月に教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として文部科学大臣が定めた指針。その中で、不登校児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることに留意することや不登校児童生徒の

実態に配慮した教育を実施する「特例校」の設置を促進していくことなどが示された。

救護法

第1次世界大戦末期には、物価高騰による生活苦を背景に米騒動や労働運動が勃発し、これらの社会不安を受けて政府は社会事業対策を打ち出していく。そして、1874（明治7）年に制定された「恤救規則」ではますます深刻化する国民の救貧対策に対応できなくなり、それに代わるものとして「救護法」が1929（昭和4）年に制定されたが、財源難から3年遅れて実施された。対象者は、65歳以上の老人、13歳以下の幼者、妊産婦、病人であり、労働能力のある者はその対象とされなかった。なお、救護施設は、孤児院、養老院、病院その他救護を目的とする施設である。

救貧法に関する王立委員会報告

イギリスにおいて1905年に任命され、救貧法制度のあり方について検討を行った委員会。1909年に多数派・少数派の2つの報告書を提出した。前者は救貧法制度の存続・拡張・強化を目指したのに対し、後者は救貧法制度を解体してより普遍的な方策が必要であると主張した。

業績測定

計画に基づき、政策目標の達成度を示す業績指標を用いて政策評価を行うこと。その達成度を評価すること。2002（平成14）年の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）により、全省庁に政策評価の導入と公表が義務づけられた。

苦情解決

社会福祉制度の仕組みが措置から契約へと進む中で、事前に聞いていた内容、または契約した内容と違っていたり、今受けているサービスに疑問や不満を感じていることに対して解決すること。「社会福祉法」82条では社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者などからの苦情の適切な解決に努めなければならないとしている。

ケイパビリティ・アプローチ

[capability approach]

潜在能力アプローチのこと。セン（Sen, A.）によれば、個人が実際に実現できる機能は、財の利用パターンを反映する利用関数と財ベクトルの選択に依存する。人間の福祉は、どのような財をもっているかではなくて、何をすることができるかという人間の機能の集合によって決まる。社会環境のあり方が、人びとのケイパビリティを制約することがある。またセンは『財と潜在能力』（1985）において、人間のニード充足を財の消費からもたらされる効用によって定義する学説を批判して、達成できる機能の集合である潜在能力（capabilities）によって評価すべき、豊かな社会の中で貧しいことは、潜在能力の障害となる、とする理論を提唱した。

公営住宅法

国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律。1951（昭和26）年6月制定。

孝橋正一

【1912-1999】

兵庫県に生まれる。社会政策が資本主義の基本問題である社会問題を対象とするのに対して、社会事業は「関係的・派生的な社会的問題」を対象とするという前提に立って理論を形成した。著作に『全訂・社会事業の基本問題』『現代資本主義と社会事業』など多数ある。

国際緊急援助隊

海外の特に開発途上にある地域で大規模災害が発生した際に、政府が派遣する救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊の部隊の4種類の援助隊をいう。2004（平成16）年12月に発生したインドネシアのスマトラ島沖の地震およびそれに伴う津波による被災国に対して、国際緊急援助隊として過去最大規模の派遣を行った。

国際人権規約 (A 規約、B 規約)

[International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights]

1966年に国連総会において採択。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約、または社会権規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B 規約、または自由権規約)」[「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選定議定書 (選定議定書)」]の総称。

国際生活機能分類 (ICF)

[International Classification of Functioning, Disability and Health]

2001年に世界保健機関 (WHO) 総会において採択された、国際障害分類 (ICIDH) を改訂した生活機能分類。ICFの「生活機能と障害」は、心身機能・身体構造、活動、参加の3つの次元に分類され、環境因子・個人因子という観点を加えている。

国際ボランティア貯金

1991 (平成3) 年より郵便局での通常貯金や通常貯蓄貯金の利子の一定割合を寄付金とする国際ボランティア貯金が始まった。海外の開発途上国で援助活動している非政府組織 (NGO) に配分され、開発途上国の福祉向上に役立てられている。

国民保健サービス及びコミュニティケア法

[National Health Service and Community Care Act]

イギリスにおいて1991年から1993年にかけて段階的に行われた社会福祉制度改革。地域医療や在宅看護等が促進された。サービスの購入者 (財政) と提供者を分離し、民間のサービスを積極的に活用することが盛り込まれた。

個人情報保護法 (個人情報の保護に関する法律)

個人情報の適正な取扱いに関する基本理念や、国および地方公共団体の責務、取扱事業者の義務等を定めた基本法 (平17・4・1施行)。個人情報とは、氏名や生年月日等により特定の個人を識別可能な生存する個人に関する情報をいう。同法における個人の人格尊重の理念と情報公開制度の相克が問題となる。

雇用調整助成金

雇用維持に努力する企業を支援するため、国が休業手当等の一部を助成すること。この制度は、1981 (昭和56) 年に設けられ、近年では支給要件が緩和されてきており、2008 (平成20) 年12月からは中小企業を支援するための「中小企業緊急雇用安定助成金」が創設された。また、支給対象となるのは、雇用保険の適用事業主、雇用保険の被保険者である労働者である。

ゴールドプラン (高齢者保健福祉推進10か年戦略)

1989 (平成元) 年に策定された1999 (平成11) 年度までの整備構想。サービス供給量目標は、訪問介護員10万人、日帰り介護1万カ所、短期入所生活介護5万床、在宅介護支援センター1万カ所、特別養護老人ホーム24万床、老人保健施設28万床、ケアハウス10万人、高齢者生活福祉センター400カ所。消費税導入を社会的背景とする。

ゴールドプラン 21 (今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向)

新ゴールドプランに続き、1999 (平成11) 年に策定された2004 (平成16) 年度までの整備構想。サービス供給量目標は、訪問介護225百万時間 (35万人)、訪問介護/訪問介護ステーション44百万時間 (9900カ所)、通所介護/通所リハビリ105百万回 (2.6万カ所)、短期入所生活介護/短期入所療養介護4785千週 (9.6万人分)、介護老人福祉施設36万人分等。

今後の社会福祉のあり方について

福祉関係三審議会 (中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会、身体障害者福祉審議会合同企画分科会) が、「21世紀にふさわしい社会福祉のあり方」について1989 (平成元) 年にまとめたもの。①ノーマライゼーションの理念の浸透、②福祉サービスの一般化・普遍化、施策の総合化・体系化の促進、③サービス利用の選択幅の拡大等に注意して、新たな社会福祉を展開していくことが重要であるとしたものである。

最低賃金

「最低賃金法」により労働者に支払うことが義務づけられている賃金の最低額。原則として、雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用される。労働能力が著しく低い者、試用期間の者、労働時間が特に短かったり、断続的労働に従事する者などについては、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に最低賃金の適用除外が認められる。最低賃金の適用を受ける使用者は、労働者にその概要を周知しなければならない。

菅田景

[1928-2005]

静岡県に生まれる。元 立命館大学名誉教授。社会福祉の問題を社会構成体的に理解し、対象と政策主体と運動の三次元的な力動関係において捉え、そこから「福祉労働」を提起した。著作に『現代社会学と社会問題』、『地域福祉と社会福祉協議会』など多数ある。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するもの。都道府県知事への登録制度を国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設したもので、登録基準、事業者の義務、入居契約に係る措置、指導監督等が定められている。根拠法は「高齢者の居住の安定確保に関する法律」。

産業民主制論

1897年にウェブ夫妻（Webb, Sidney & Webb, Beatrice）は最低生活以下の低賃金の産業を「寄生的産業」と捉え、産業効率の向上の視点からナショナル・ミニマムを提唱し、その目的は産業上の寄生的弊害に対して社会を保護することにあると展開した。すなわち、「団結の自由」を基礎にする「新組合主義」は新しい産業社会の進歩を促すということ。

ジェンダー

[gender]

男女を区別し、性別を意味する言葉。セックスが男女の生物学的・解剖学的な差異を示すのに対して、ジェンダーは社会的・文化的性格をもつ性別を表す概念である。

四箇院

593年、聖徳太子が四天王寺に建立した施設であり、悲田院、敬田院、施薬院、療病院からなる。聖徳太子は仏教的な精神である仏の慈悲愛憐という実践を、国の政事として位置づけ、慈善救済事業を行ったとされている。また光明皇后も四箇院の設置に尽力した。

自殺対策基本法

2006（平成18）年公布、施行。自殺者数が高い水準で推移している状況を踏まえ、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止と遺族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みとして実施することを基本理念としている。また、自殺対策を、生きることへの包括的な支援として捉えている。

慈善組織協会 (COS)

[Charity Organization Society]

1869年、ロンドンに設立された。無差別による慈善的な救済の乱立の弊害をなくすために設立され、慈善団体の連絡、調整、組織化および救済の適正化を図ることを目的とした。のちにアメリカやわが国に多大な影響を及ぼし、今日のケースワークやコミュニティ・オーガニゼーションの先駆をなした。

自治事務

地方公共団体の事務で、法定受託事務以外のもの。具体的には、都市計画の決定や病院・薬局開設への許可、就学に関する事務等で、国は地域の特性に合った事務処理ができるように配慮しなければならない

い。1999（平成11）年に団体委任事務が廃止され、これに再編成された。

市町村地域福祉計画

「社会福祉法」4条において地域福祉の推進が示され、その具体的な方策として同法107条に市町村地域福祉計画が規定されている。107条において、市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとされている。

シティズンシップ

[citizenship]

市民としての資格を意味し、その資格に基づいて市民としての諸権利が付与されること。その中でも生存権などの社会的権利が重要であり、今日の福祉国家の理論的基礎ともなっている。マーシャル（Marshall, T. H.）が提唱し、シティズンシップを「市民的権利」「政治的権利」「社会的権利」の3つに分けて論じた。市民的権利とは、自由な職業選択や法的な契約をする権利で、産業資本主義の基礎となる権利のこと。政治的権利とは、選挙権や被選挙権で、代議制民主主義の基礎のこと。社会的権利は、最低限の所得保障を要求したり教育を受ける権利で、福祉国家の要件となる権利のことであり、社会的権利の獲得によりイギリスは福祉国家となった。福祉国家は、市民的権利や政治的権利とならび、社会的権利を重視する国家ということになる。

児童福祉司

児童相談所で中核的な役割を果たす任用資格である。当該区域において、児童の保護その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努めることを職務とする。なお、医師や社会福祉士

であることなど、いくつかの任用条件が定められている。

児童福祉法

児童保護だけにとどまらず、児童における「福祉」を助長しなければならないとして、1947（昭和22）年12月に制定・公布され、翌年実施された。それまでの児童保護に関する立法である「児童虐待防止法」や「少年保護法」などを吸収した総合立法である。2008（平成20）年の改正により、子育て支援事業および家庭的保育事業を法律上に位置づけ、里親制度の改正や小規模住居型児童養育事業の創設などが定められた。2016（平成28）年には、「子どもの権利条約」を基本理念とした大幅な改正が行われた。

シーボーン報告

1968年、イギリスにおいて社会福祉制度の改革を打ち出した報告。関連する各部門に関わるソーシャルワーカーが、別個ではなく、統合された1つの部門の所属になり活動することが示され、パーソナル・ソーシャル・サービスの社会的諸問題全般にわたって責任を負うべきであると主張している。

社会事業法

日中戦争下の1938（昭和13）年に厚生省が設置され、制定された法律。この法律により、不況で困窮者が増大したことで財源が破綻しかかっていた民間の社会事業団体に補助金を与える制度が発足したが、同時に私設社会事業への届出義務、改善命令、監督・指示などの社会事業分野に対する政府の規制が強化されることにもなった。

社会福祉基礎構造改革

急速な少子高齢化、核家族化の進展、障害者の自立と社会参加の進展などによる社会福祉へのニーズ拡大、多様化に対応した、社会福祉の共通基盤の見直し。福祉サービスの提供が契約制度に変更、民間営利企業の参入、費用負担を応能負担から応益負担へ変更、権利擁護制度を導入するなど、21世紀の社会福祉の制度を利用者本位の視点で整備していくことを目的として、福祉サービス利用者 と提供者の対等な関係を確立し、国民の福祉需要に応え、社会福

社法人や社会福祉事業を充実させ活性化させるための改革。

社会福祉士

1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、これにより社会福祉士はソーシャルワークにおける専門職としての明確な位置づけができたといえる。2条1項において社会福祉士とは「第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（7条及び47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう」となっている。2007（平成19）年12月改正。

社会福祉主事

年齢が20歳以上の地方公共団体の事務吏員または技術吏員であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次のいずれかに該当するものとされる（社会福祉法19条）資格である。具体的には、①学校教育法に基づく大学、短期大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、②厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者、③厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者、④社会福祉士、精神保健福祉士等は任用可能である。大学等において資格を有した社会福祉主事を俗に3科目主事という。

社会福祉法

社会福祉基礎構造改革の中で、社会福祉の再編成が強調され、「社会福祉事業法」の題名が改められたものである。従来の措置制度から利用（契約）制度に転換するという社会福祉のパラダイム転換が図られることになった。福祉はサービスであり、市場原理を導入し、利用する側が選択でき、サービスの質の向上を図るといふ大改革を進めていくというものである。このような状況を踏まえて、1951（昭和

26）年に制定された「社会福祉事業法」が、2000（平成12）年6月、半世紀ぶりに大改正され、「社会福祉法」となった。たとえばこの法律では、社会福祉事業の経営者に対して、自らその提供する福祉サービスの質を評価することなどによって、良質で適切な福祉サービスを提供するよう努めるべきことを定めている。また、国および地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、福祉サービスの供給体制の確保および適切な利用の推進に関する施策その他の必要な措置を講じなければならない、としている。また、共同募金についても都道府県を単位として毎年1回実施されるとしている。わが国における社会福祉に関する事項の共通基礎概念を定めた法律である。

社会福祉法人

「社会福祉法」に定められた、社会福祉事業を行うことを目的とするために設立された法人。社会福祉事業に支障がない限り、公益事業または収益事業ができる。必ず、理事、監事を置かなければならず、必要に応じて評議委員会を設置することができる。社会福祉法人は介護サービス事業を実施する上で、特定非営利活動法人（NPO法人）に比べ、法人税の取扱いが優遇されている。

社会保障審議会

厚生労働大臣や各機関大臣の諮問に応じて社会保障や人口問題などの重要事項を調査審議し、関係行政機関に意見を述べるができる他、「児童福祉法」「身体障害者福祉法」「医療法」等の規定による厚生労働大臣からの諮問に対する意見提出を行う審議会である。医療保険福祉審議会、身体障害者福祉審議会、中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会、年金審議会等が2001（平成13）年の省庁再編に伴い統合し、再編成された。

社会保障制度改革国民会議報告書—確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋

「社会保障制度改革推進法」に基づいて2012（平成24）年11月に内閣に設置された会議において2013（平成25）年8月にまとめられた報告書である。第1部では全体像について、第2部では少子化対策、医療・介護、年金の各分野の改革が描かれて

いる。全世代型の「21世紀（2025年）日本モデル」の制度へ改革することが喫緊の課題であり、切れ目のない「全世代型の社会保障」を提案した。

社会連帯

人びとが参加し助け合う概念のこと。社会保障制度審議会勧告（1995〔平成7〕年）では「社会連帯とは頼りもたれあうことではなく、自分や家族の生活に対する責任を果たすと同じように自分以外の人と共に生き、手を差し伸べること」としている。

ジャーメイン

〔Germain, Carel Bailey 1916-1995〕

アメリカの心理学者。ギッターマン（Gitterman, A.）とともに『ソーシャルワーク実践における生活モデル』（1980）を刊行し、ソーシャルワークに生態学的視点を導入し、実践モデルを体系化した。ジャーメインらによって提唱された人と環境との関係や利用者の生活実態に合わせたケースワークを「生活モデル」という。

就学援助制度

「学校教育法」では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」（同法19条）とされている。就学援助の対象者は要保護者（生活保護法6条2項に規定する要保護者）、準要保護者（市町村教育委員会が生活保護法6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）である。

住生活基本法

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律。2006（平成18）年6月制定。

住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）

「住生活基本法」の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者に対する

賃貸住宅の供給の促進に関して、基本方針の策定、賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする法律。なお、住宅確保要配慮者には、子育て世帯が含まれる。2007（平成19）年7月制定。

救済規則

1874（明治7）年に一般的救貧対策として公布された、わが国最初の国家的救貧事業である。しかしながら「無告の窮民」に限る、「人民相互の情誼」といったことが象徴しているように内容的には非常に貧相なものであった。

障害者基本法

1993（平成5）年12月に「心身障害者対策基本法」が一部改正され「障害者基本法」になり、「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされた。わが国における障害者のための施策に関する基本的事項を定めたもの。2004（平成16）年に一部を改正する法律が公布され差別の禁止等が基本理念として明記された。2010（平成22）年にも改正され、ノーマライゼーション理念がより強調されている。2011（平成23）年8月の改正では障害者の定義に発達障害が含まれ、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当の制限を受ける状態にあるもの」とされた。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。2013（平成25）年6月に制定され、2016（平成28）年4月1日から施行された。「障害者基本法」の基本理念にのっとり、「障害者基本法」4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられている。7条には、行政機関等および事業者による社会的障壁の除去について謳われており、障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、配慮が求められる。2021（令和3）年5月の法改正では、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化された。

障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）

1995（平成7）年、リハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念とし、障害者対策推進本部によって策定された計画。1996（平成8）年度から2002（平成14）年度の7か年の計画期間における、数値目標等の具体的な施策目標を明記した。障害のある人びとが社会の構成員として地域の中でともに生活を送れることを目標としている。

女子差別撤廃条約

[Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women 1979]

1975年の国際婦人年をきっかけに、女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えから、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした女子差別撤廃条約が1979年に採択され、日本は1985（昭和60）年に批准している。

自立生活運動（IL運動）

[independent living movement]

1960年代、カリフォルニア大学パークレイ校の重度の障害学生が、他の学生と同じような大学生活の保障を求めて展開し、全米にひろがった運動。障害者が全面的な介助を受けていても、自己決定と選択が最大限に尊重されていれば人格的には自立しているとする「自己決定の自立」を主張。

資力調査（ミーンズ・テスト）

[means test]

公的扶助の受給に際して、供給者である行政が申請者の資産等をはかるために行う調査のこと。生活保護費支給のため「生活保護法」に定められた調査の1つである。

新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について）

エンゼルプランは、より一層補強整備されて、総合的な実施計画として1999（平成11）年に「新エンゼルプラン」（「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」）となった。主な内容とし

て、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援、である。

新救貧法（改正救貧法）

1834年、イギリスで制定。救済基準を全国均一にし、有能貧民の居宅保護を廃止し、救済をワークハウス（労役場）への収容に限定した。また劣等処遇の原則を採用した。「救貧否定の救貧法」とも別称される。

新経済社会7か年計画

1979（昭和54）年に発表。欧米の福祉先進国の追従ではなく、個人の自助努力、家族・地域社会などの相互扶助を重視した日本型福祉社会の創造が求められているということが示された。

新ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10か年戦略の見直しについて）

1989（平成元）年に策定されたゴールドプランを見直したもの。整備目標値は、訪問介護員17万人、日帰り介護1.7万カ所、短期入所生活介護6万人分、在宅介護支援センター1万カ所、特別養護老人ホーム29万床、老人保健施設28万床等。ケアハウス10万人分、高齢者生活福祉センター400カ所。利用者本位・自立支援が基本理念の1つである。

新自由主義

政府などによる規制の最小化と、自由競争を重んじる考え方のこと。規制や過度な社会保障・福祉・富の再分配は政府の肥大化をまねき、企業や個人の自由な経済活動を妨げるため、政府の過度な民間介入を批判して、個人の自由と責任に基づく競争と市場原理を重視する考え。20世紀の小さな政府論のこと。

新障害者プラン（重点施策実施5か年計画）

2002（平成14）年に策定された障害者基本計画の

前期5年間において、重点的に実施する施策やその達成目標、計画の推進方策を定めたプラン。具体的には、活動し参加する力の向上のための施策、地域基盤の整備、精神障害者施策の充実、雇用・就業の確保などの項目に基づき、達成目標を掲げている。

身体障害者福祉法

1949（昭和24）年に制定。身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、および必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。また、身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならないことを理念とし、さらに社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとするのが明記されている。成立の背景にはヘレン・ケラー女史や岩橋武夫の功績が大きい。

スティグマ

[stigma]

もともとの意味は奴隷や犯罪者の体に刻まれた徴である。多数派集団において正統とされる文化や規範を欠く少数派集団に対しては、その属性から否定的なレッテルが貼られ、その集団に属する者は正常から逸脱した者とみなされ、他人の軽視と不信をかう。それは被差別的な地位のシンボルという意味で汚点（スティグマ）となり社会的な差別を発生させるとされる。

ステークホルダー理論

[stakeholder theory]

ステークホルダーとは利害関係者のこと。企業はすべてのステークホルダーの利益を考慮して経営すべきであるという経営学の理論である。ステークホルダーには株主、経営者、従業員、消費者、取引企業、自治体、地域社会、金融機関、研究機関、国際社会までが挙げられる。

生活の質 (QOL)

[quality of life]

「生命の質」「生活の質」「人生の質」などと訳され

る。さまざまな生活場面を質的に捉える概念である。わが国では1970年代以降、「心の貧困」が指摘され「心の豊かさ」が強調されるようになり、福祉分野においてQOLを重視する必要性が語られている。

生活保護法

生活保護について規定した法律。太平洋戦争終結後、GHQ（連合軍総司令部）は日本政府に対し、救済についての①無差別平等の原則、②国家責任の原則、③公私分離の原則、④救済費非制限の原則の4原則を示した。政府はこの4原則に基づき従来の「救護法」を廃止し、1946（昭和21）年に「(旧)生活保護法」を制定した。しかし、その後制定された日本国憲法の下では生存権や国の社会保障義務が不十分な点が指摘され、1951（昭和26）年に全面改正され現行法となる。この法律は①無差別平等、②最低生活、③補足性という3つの原理と、①申請保護、②基準および程度、③必要即応、④世帯単位という4つの原則からなる。

生存権

国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、国に社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進を図る義務を課す社会権の中核となる権利（憲法25条）。生存権は、当初はプログラム規定（国の政治的指針）説が有力だったが（食糧管理法違反事件：最大判昭23・9・29）、朝日訴訟以降、具体的権利とまではされなかったものの裁判基準となっている。

聖ヒルダ養老院

1895（明治28）年、ソーントン（Thornton, E.）が東京市芝区に設立した。これはソーントンが、生活に困っていた高齢者を個人的に保護したことからはじまったといわれている。わが国における養老院の先駆けである。

世界人権宣言

[Universal Declaration of Human Rights]

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。1948年12月10日の第3回国連総

会において採択。1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

セツルメント運動

知識と人格を兼備する有産階級の人びとがスラム地域に住み込み、スラム地域の人たちとの知的小および人格的接触を通じて、福祉の向上を図ろうとするもの。バーネット夫妻 (Barnett, S. & Barnett, H.) を中心とするトインビー・ホール (1884年) の設立によって本格化した。

選別主義

社会福祉サービスの利用において、利用者を一定の階層に限定し供給すること。サービスに対する応益負担が可能な者を対象とする考え方ではないので注意が必要。普遍主義に比べて、利用者の資産調査を行うことで利用者に対してスティグマを与えやすい。

相対的貧困率

国や地域における大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める比率のこと。OECDでは、等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出) が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。相対的貧困率は、国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。2009 (平成21) 年における日本の相対的貧困率は、2006 (平成18) 年の前回調査時と比べ0.3ポイントあがり16.0%となり、過去最悪を記録した。なお、タウンゼント (Townsend, P.) は相対的剥奪指標を用いて、相対的貧困を分析した。

ソーシャル・インクルージョン (社会的包摂)

[social inclusion]

すべての人びとを、その属性 (性別、年齢、身体的・精神的状況、宗教的・文化的背景、経済状況等) にかかわらず、孤立、孤独、排除、摩擦などから守り、社会の構成員として包み込み、支えあう理念をいう。なお、この理念は、日本社会福祉士会の倫理綱領 (2005年) で、「社会に対する倫理責任」の1つとして唱えられている。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について

社会保障審議会福祉部会に設置された福祉人材確保専門委員会の報告書。2017 (平成29) 年3月に公表された。その中で、社会福祉士には、地域課題の解決の拠点となる場づくり、ネットワーキングなどを通じて、地域住民の活動支援を行うことが求められている。社会福祉士の養成としては「養成カリキュラムの内容の充実」および「実習及び演習の充実」が整理され、地域全体での社会福祉士育成のための取組みや社会福祉士の役割等に関する理解の促進についてなどが示されている。

第一種社会福祉事業

社会福祉事業のうち、公共性の特に高い事業のこと。具体的には入所施設など個人の人格の尊重に重大な関係をもつ事業。「社会福祉法」62条の2では「国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない」となっている。

第二種社会福祉事業

第一種社会福祉事業以外の福祉の増進に貢献する社会福祉事業である。「社会福祉法」69条では「国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない」となっている。

竹内要二

[1895-1980]

長崎県に生まれる。わが国において初めてケースワークを科学的社会事業の一方法として紹介した。人間関係を基盤に駆使される専門的な援助技術の体系を、特に「専門社会事業」と呼び、社会事業概念の中軸に位置づけた。主著に『ケースワークの理論と実際』『専門社会事業研究』がある。

脱家族化

女性の経済的独立を最大化すること。すなわち、子

ども、高齢者、身体障害者のためのケアや家庭管理といった伝統的な無給の家事労働を外部的化することで女性の自立を促進し、核家族を解体するという考え。福祉国家類型論から福祉レジーム類型論へと研究を進化させ、福祉国家からの給付または市場からの供給により、家族の福祉やケアに関する責任が緩和される度合を指標とすることである。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図る目的で、1999（平成11）年に制定された。男女が、お互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められている。なお、第3次男女共同参画基本計画（2010〔平成22〕年）は貧困など生活上の困難に直面する男女への支援、生涯を通じた女性の健康支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、広範な分野での男女共同参画の推進を掲げている。

地域包括支援センター

2005（平成17）年の「介護保険法」改正により創設された、高齢者の生活を総合的に支える拠点としての機関。総合的な相談窓口／権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援（地域の介護支援専門員の資質向上のための、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等）がその役割。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置される。

地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）

地方分権の柱として1999（平成11）年に成立し、2000（平成12）年4月から施行された法律。住民にとって身近な行政をできるだけ地方が行うこととしている。また、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的としている。

地方分権改革推進法

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを

目的とした法律。国が地方分権の推進のために、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を行うものとする（6条）となっている。2006（平成18）年公布。

中央社会事業協会

1908（明治41）年設立の「中央慈善協会」が前身であり、1921（大正10）年に「社会事業協会」に改称。1924（大正13）年に「（財）中央社会事業協会」となる。現在の「全国社会福祉協議会」と改称されたのは1955（昭和30）年のことである。

TANF（貧困家庭一時扶助）

〔Temporary Assistance for Needy Families〕
アメリカにおいて、1996年8月に福祉改革の新法「個人責任と就労機会調停法（PRWORA）」がクリントン大統領公約の実現として成立し、それによりAFDC（要扶養児童家庭扶助）は廃止され、代わりに「貧困家庭への一時扶助（TANF）」が創設された。貧困家庭が勤労・職業訓練へ参加しなければ給付を受けることができず、受給期間が5年間とされたことなど、制限的なプログラムである。

ティトマス

〔Titmuss, Richard Morris 1907-1973〕
ロンドン大学の社会政策の創始者。社会福祉・社会保障の分野で国際的にも広い影響を及ぼした。普遍主義に基づくサービスを基盤にしながら強いニーズをもつ集団や地域を、スティグマを与えることなく積極的に選別し、権利としてサービスが供給されることが必要であると主張した。主な著書に『福祉国家の理想と現実』（1958）、『社会福祉と社会保障』（1968）がある。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

2001（平成13）年10月施行。配偶者からの不法な暴力の防止のための国や地方公共団体の責務を明記している。また都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置を定めている。2004（平成16）年に改正され、保護命令の対象範囲が拡大された。さらに2007（平成19）年および2013（平成25）年の一部

改正では、保護命令制度の拡充が図られた。

トインビー・ホール

[Toynbee Hall]

1884年、ロンドン郊外のイースト・エンドに建てられた世界最初のセツルメントハウスである。運動に身を投じ31歳の若さで亡くなったトインビー (Toynbee, A.) を記念して、その運動を引き継いだバーネット (Barnett, S.) の指導のもとで設立された貧困者・高齢者などの社会的弱者の施設をいう。

独立行政法人福祉医療機構

[Welfare and Medical Service Agency]

特殊法人等改革により、社会福祉・医療事業団の事業を継承して、2003 (平成15) 年に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された。社会福祉事業施設および病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通ならびにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進ならびに医療の普及および向上を図ることを目的としている。

都道府県地域福祉支援計画

広域的な見地から、各市町村の地域福祉計画の達成を支援するために、一定的に定める都道府県地域福祉計画を策定することになっている。「社会福祉法」108条に規定。なお、策定にあたっては努力義務である。

ナショナル・ミニマム

[national minimum]

国家によって国民全員に保障されるべき最低限の公共サービスの水準のこと。イギリスのウェッブ夫妻 (Webb, S. J. & Webb, B.) が『産業民主論』(1897) の中で提唱した。1942年のイギリスのベヴァリッジ報告では「最低生活保障の原則」が示された。

ナショナル・ミニマム研究会

政府が保障すべき最低限度の生活水準 (ナショナルミニマム・国が憲法25条に基づき国民に対し保

障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のこと) について検討する会議のこと。国民生活を多面的・複合的に捉える中で、ナショナルミニマムを確定していく必要があることから厚生労働省にて発足し、2009 (平成21) 年12月に第1回『ナショナルミニマム研究会』が開催された。

難民条約

1954年に発効した「難民の地位に関する条約」、およびその適用範囲を広げた1967年発効の「難民の地位に関する議定書」をまとめて「難民条約」と呼んでいる。

ニリエ

(Nirje Bengt 1924-2006)

スウェーデンのモタラに生まれる。ノーマライゼーションの原理を、「社会生活の通常的环境や方法にできる限り近づけるような生活のパターンや日々の暮らしの条件を与えられるようにすること」とし、①1日のノーマルなリズム、②1週間のノーマルなリズム、③1年間のノーマルなリズム、④ライフサイクルにおけるノーマルな発達的生活経験、⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権、⑥その文化におけるノーマルな性的関係、⑦その社会における経済的水準とそれを得る権利、⑧その地域におけるノーマルな環境の形態とその水準を提示し、その8つの原理を確立し、ノーマライゼーションの理念を発展させた。ニルジェと読むこともある。

21世紀に向けての社会保障

社会保障構造のあり方について考える有識者会議「21世紀に向けての社会保障」(2000年) は、給付と負担のバランスをとるために、①増加する負担を担う支え手を増やすこと、②高齢者も能力に応じ負担を分かち合うこと、③給付のあり方を見直し効率化することにより給付全体の増加をできる限り抑えることが重要であると指摘した。

ニーズの4類型

ブラッドショウ (Bradshaw, J.) によるニーズの類型がよく知られている。①規範的ニーズ (normative needs) とは、専門家、行政官、社会学者が、「望ましい」基準との対比においてニーズがあると判断

した場合。②感得されたニーズ (felt needs) とは、ニーズがあることを本人が自覚している場合。③表明されたニーズ (expressed needs) とは、「感得されたニーズ」が、サービス利用の申請といった行動に転化した場合。④比較ニーズ (comparative needs) とは、サービスを利用している人と同じ特性を持ちながらサービスを利用していない人がいる場合。個人レベルの他、地域レベルで比較を行う場合がある。なお、サービス供給体制の整備に伴い、潜在的な福祉ニーズが顕在化することがある。

2015年の高齢者介護

2003 (平成 15) 年に高齢者介護研究会が発表した報告書。急速な高齢化が進むことを踏まえて、中長期的な視野で高齢者介護のあり方を捉える必要があることから、わが国の高齢化にとって大きな意味をもつ『団塊の世代』が 65 歳以上になる 10 年後までに実現すべきことを念頭に置き、求められる高齢者介護の姿を描いたもの。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人の地域自立生活を支えるための事業。「社会福祉法」によって規定された福祉サービス利用援助事業の 1 つで、都道府県・指定都市社会福祉協議会によって運営される。2007 (平成 19) 年 4 月より、「地域福祉権利擁護事業」の名称を変更し、「日常生活自立支援事業」となった。

ニッポン一億総活躍プラン (2016 (平成 28) 年 6 月 2 日閣議決定)

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現することを目標としている。第 3 次安倍晋三改造内閣の目玉プラン。「一億総活躍社会」を目指すと言った。その 1 つに、地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組みの 1 つであるとしている。

日本社会福祉士会

社会福祉士の職能団体。1993 (平成 5) 年に任意団

体として設立され、1996 (平成 8) 年に社団法人となる。全国 47 都道府県に支部があり、3 万名を超える社会福祉士が会員となっている。「社会福祉士の倫理綱領」や「社会福祉士の行動規範」があり、「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものである。

ニュー・パブリック・マネジメント (NPM)

(new public management)

政府や行政部門に、民間の企業経営手法を応用した運営方法のこと。無駄な支出を抑え、利便性の高い行政サービスを提供するために、コスト削減や顧客サービスの向上を目的とした行政運営を推進すること。

野口幽香

[1866-1950]

兵庫県に生まれる。1900 (明治 33) 年、日本で最初の託児所となる「貧民幼稚園」(二葉幼稚園) を設立した。また 1922 (大正 11) 年、「母の家」を付設し、母子ホームの先駆となった。

ノーマライゼーション

(normalization)

高齢や障害があっても差別されず、地域において普通の生活を営むことが当たり前であるという社会を作る基本理念をいう。1950 年代にデンマークにおいて障害児をもつ親の会から草の根運動的に広がり、バンク・ミケルセン (Bank-Mikkelsen, N. E.) を中心に展開された。その後スウェーデンのニリエ (Nirje, B.) や北米のヴォルフエンズベルガー (Wolfensberger, W.) らによって広められた。わが国では 1981 年の国際障害者年を皮切りに、ノーマライゼーションが展開されている。

ハイエク

(Hayek, Friedrich August von 1899-1992)

オーストリア出身の経済学者。自由主義経済の優位性を提唱し、計画経済、社会主義、共産主義などを集約主義として批判した。主著に『法と立法と自由』、『隷従への道』などがある。『法と立法と自由』の中で貧困からの救済が「社会的公正」を築き

上げる試みの一部として理解されるべきではないと主張した。

バウチャー

[voucher]

「証票」を意味する。個人が政府から受け取る補助金のこと。公共政策手段としては、金券や利用券等の商標の形をとる、個人を対象に補助金を交付する方法のことであり、一定の選択権の付与、用途制限、譲渡制限という特徴をもつ。その支給の長所として、現金給付方式のように支給されたお金が他の目的のために使われてしまうということが起きない点にある。

バンクレイ報告

イギリスにおいて1982年に発表された「ソーシャルワーカー：役割と任務」と題された報告書。コミュニティを基盤としたソーシャルワークを重視し、コミュニティソーシャルワークを主張した。

長谷川良信

[1890-1966]

茨城県に生まれる。淑徳大学の創始者。1919（大正8）年に創設したマハヤナ学園は、仏教布教の目的をもつセツルメント施設であった。託児所や診療所を含む総合的な社会事業へと発展させた。著者に『社会事業とは何ぞや』（1919）がある。

バートレット

[Bartlett, Harriett M. 1897-1987]

アメリカの社会福祉研究者。『社会福祉実践の共通基盤』（1970）を刊行し、「価値」「知識」「介入」を社会福祉実践の共通基盤に不可欠な要素として位置づけた。

バリアフリー

一般的には建造物や道路等における高齢者や障害者等の利用に配慮された設計のことを指す。福祉的には物理的なもののみならず、社会的・制度的側面、障害者などに対する無理解や偏見などの心理的側面を含めた、高齢者や障害者等が社会参加したときに障害となるすべてのものの除去を指す。1995（平成7）年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7

か年戦略～」、2002（平成14）年の「障害者基本計画」でバリアフリー社会の実現を目指す方向が示された。

パールマン

[Perlman, Helen Harris 1905-2004]

アメリカの社会福祉研究者。『ケースワーク：問題解決の過程』（1957）を刊行し、ケースワークの核となる要素として4つのP（人、問題、場所、過程）を明らかにした。従来の診断主義的ケースワークのアプローチを踏まえながら、機能主義的方法の長所を積極的に取り入れて問題解決アプローチの体系化に努め、折衷派と呼ばれる。

バンク・ミケルセン

[Bank-Mikkelsen, Neils Erik 1919-1990]

デンマークのスキャンに生まれる。1946年よりデンマークの社会省知的障害者福祉課に勤務。その中で大規模収容所で生活する知的障害者が、地域から隔離されている状況を知り、「障害者の生活を可能な限り、通常的生活状態に近づけるようにする」というノーマライゼーションの理念を用い、1959年の同国精神遅滞者ケア法に反映させ、「ノーマライゼーションの父」と呼ばれている。

PFI法

[Private Finance Initiative]

公共サービスの効率的かつ効果的な供給を目指し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して、公共施設等の建設や運営を行う方法のこと。1999（平成11）年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、その後、「基本方針」や各種ガイドラインが策定されている。

非貨幣的ニーズ

金銭のみで解決される貨幣的ニーズに対して、対人福祉サービスの給付（現物給付）によって充足が可能となるものを指す。わが国ではその充足のために社会福祉施設が多く活用されてきた経緯がある。

貧困の連鎖

子ども期の貧困は、子ども期だけで収まらず、この

貧困は一生その子につきまとう可能性が極めて高く、大人になってからの所得や就労状況にマイナスの影響を及ぼし、その貧困が次の世代からその次の世代に受け継がれることをいう。特にひとり親家庭の子どもの貧困率は高い傾向を示している。子どもの年齢別の貧困率では0歳から2歳までの貧困率が高く、子どもの年齢が上がるとともに貧困率は低くなる傾向にある。

「福祉から就労」支援事業

2005（平成17）年度から実施されてきた生活保護受給者等就労支援事業に代えて2011（平成23）年度から実施。福祉事務所と公共職業安定所間の連携により、就労、自立の意欲が認められる生活保護受給者および児童扶養手当受給者、住宅手当受給者などに対して、そのニーズに応じた就労支援を行う。支援メニューは、就労支援ナビゲーターによるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、トライアル雇用、公共職業訓練等の教育・訓練の受講、フォローアップなどがある。

福祉関係八法改正

1990（平成2）年に「老人福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、住民に最も身近な市町村において、高齢者等の需要にきめ細かく対応し、在宅、施設を通じた福祉サービスを、一元的かつ計画的に実施できるようにした。なお八法とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法（現・母子及び父子並びに寡婦福祉法）、社会福祉事業法（現・社会福祉法）、老人保健法（2008〔平成20〕年4月より高齢者医療確保法施行に伴い廃止）、社会福祉・医療事業団法（現・独立行政法人福祉医療機構法）のことである。

福祉元年

社会保障の大幅な制度拡充を実施した1973（昭和48）年を当時の田中角栄内閣は福祉元年とした。老人医療費の無料化のほか医療保険における高額療養費制度や年金の給付水準を調整するために物価スライド制を導入した。

福祉事務所

住民に直結した福祉サービスの行政機関である。業務は福祉六法に定める援護、育成、更生の措置に関する事務を行う。都道府県福祉事務所は「生活保護法」「児童福祉法」「母子及び寡婦福祉法（現・母子及び父子並びに寡婦福祉法）」の三法に関する事務をつかさどり、市町村福祉事務所は三法に加えて「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」のすべての事務を行う。

福祉人材確保法

正式名称は「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」。1992（平成4）年、社会福祉分野における人材確保を目的とする「社会福祉事業法（現・社会福祉法）」および「社会福祉施設職員退職手当共済法」の一部改正が行われた。それにより、「社会福祉事業従事者」の確保に関する基本指針を定めなければならないことや都道府県福祉人材センター、中央福祉人材センター、福利厚生センターが法律上規定された。

福祉多元主義

福祉のサービスを供給する主体を、①公的部門（Public Sector）、②民間営利部門（Private Sector）、③民間非営利部門（Voluntary Sector）、④非公的・非公式部門（Informal Sector）の4つの部門（セクター）に分類し、この4つの部門（セクター）により多元的に福祉サービスが供給されること。

福祉レジーム

[welfare regime]

レジームとは体制のこと。デンマークの社会学者であるエスピン-アンデルセンが提唱した。福祉国家論に代わる新しい概念として注目を浴びている。「社会民主主義レジーム」「自由主義レジーム」「保守主義レジーム」「家族主義レジーム」があり、社会保障制度を考える上で重要な理論となっている。

ブース

[Booth, Charles James 1840-1916]

イギリスの研究者、実業家。17年にわたって実施したロンドン調査はその報告書『ロンドン民衆の生活と労働』（全17巻）にまとめられ、人口の3割が貧困線以下にあり、その原因が低賃金等の雇用上の問題に起因することを明らかにした。また、「貧困線」という概念を示した。

普遍主義

すべての国民を対象とし、貧困者においてもすべての権利を守るという考え方。社会福祉サービスの場合、利用者のすべての階層を対象として供給されるサービスをいう。選別主義に比べて、資力に関係なく福祉サービスが受給できるため利用者が拡大し、財政上の負担が拡大する傾向になりがちである。ティトマス (Titmuss, R.) は選別的サービスが社会権として与えられるためには、その土台に普遍主義的サービスが必要であると主張した。

フレキシキュリティ

[flexicurity]

柔軟な労働市場 (flexibility) と高い失業保障 (security) を両立させた政策のこと。フレキシビリティとセキュリティをあわせたものである。オランダや北欧、特にデンマークでその政策が進められている。「ゴールデン・トライアングル」(黄金の三角形) とは、①緩やかな解雇規制、②失業保険制度等、③積極的労働市場政策からなる政策のことである。

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成28年法律第68号)」のこと。通称「ヘイトスピーチ解消法」。2016 (平成28) 年6月に施行された。「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しており、地方公共団体には、不当な差別的言動の解消に向けた取組を行う努力が求められている。

ベヴァリッジ報告

イギリスで、1942年にベヴァリッジ (Beveridge,

W. H.) を委員長として提出された「社会保険及び関連サービス」のこと。均一給付・均一拠出の原則、最低生活を保障するナショナル・ミニマムの原則、全国民を対象とする一般性の原則を提唱した。社会保障計画は、社会保険、国民扶助、任意保険という3つの方法で構成されるという考え方を示した。

ペストフ

[Pestoff, Victor Alexis 1941-]

スウェーデンの政治経済学者。社会経済システムを「公共・民間部門」「営利・非営利部門」「公式・非公式部門」の3軸で構成し、それによってできた福祉三角形における第三セクターの位置づけを明確化した。第三セクターであるNPOやNGOは、これらの3つの軸で交わる福祉三角形の中心であり、それぞれの欠点を補うとされている。

ベル

[Bell, Daniel 1919-2011]

アメリカの社会学者。『脱工業社会の到来』(1973)の中で、ポスト工業化の時代には「知識階級」が金融や情報に関する新しい技術を駆使しながら「社会学化様式」に変革していく社会を示した。

ヘレン・ケラー

[Helen Adams Keller 1880-1968]

アメリカ合衆国アラバマ州生まれ。生後19カ月のときに熱病にかかり、一命はとりとめたものの光 (視力) と音 (聴力) を奪われ、話すこともできなくなった。7歳のときに家庭教師であるサリヴァン (Sullivan, A.) と運命的な出会いを経験し、超人的な努力の末、ラドクリフ女子大学 (現・ハーバード大学) へ入学し、その後アメリカ盲人社会福祉事業に尽力する。サリヴァン女史との出会いは映画「奇跡の人」でも有名。岩橋武夫との親交も深く3回来日している。わが国の「身体障害者福祉法」制定 (1949 [昭和24] 年) にも貢献。主著に『わたしの生涯』(岩橋武夫訳、1966) などがある。

ベンチマーク (方式)

指標・水準のこと。達成目標基準をベンチマークとして使用する場合や指標を設定し比較などを行う手

法をベンチマーク方式という。

法定受託事務

地方公共団体の事務で、国（または都道府県）が本来果たすべき役割に係るもので、国（または都道府県）において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律・政令で特に定めるもの。具体的には国政選挙や国道・河川の管理、生活保護の決定かつ実施、パスポートの発給に関する事務などが挙げられるが、地方分権という観点から、その数の減少が求められる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（旧・母子及び寡婦福祉法）

1960年代の高度経済成長はその繁栄とはうらはらに、障害児（者）、高齢者、母子に打撃を与え、より一層の法整備が指摘されるようになる。このような状況から、1964（昭和39）年「母子福祉法」が制定され、1981（昭和56）年「母子及び寡婦福祉法」に改正された。さらに2014年（平成26）年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正され、ひとり親家庭への支援体制の充実や支援施策周知の強化、父子家庭への支援の拡大を図ることを目的として制定された。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策の一環として2003（平成15）年から開始された事業。母子家庭の母などに対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの就業支援サービスを提供するとともに、関係機関との連携を図りながら地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を行う。

母子・父子自立支援員

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」8条により規定。2002（平成14）年の改正法（2003〔平成15〕年施行）により母子相談員から母子自立支援員に名称変更され、さらに2014（平成26）年の改正により母子・父子自立支援員となった。配偶者のない者で現に児童を扶養しているものおよび寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導にあたり、職業能力向上と求職活動に関する支援を

行うことが規定された原則非常勤の職員である。政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができるとされている。

母子保健

国および地方公共団体は、母性ならびに乳児および幼児の健康の保持および増進に努めなければならない（「母子保健法」5条）。市町村は、母子保健計画の策定の他、保健指導の奨励、新生児訪問指導、一定の条件にある幼児の健康診査、必要に応じた妊産婦、乳児、幼児の健康診査、母子健康手帳の交付等を行うことになっている。

母子保健法

1965（昭和40）年制定。母性、乳児および幼児の健康の保持および増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じながら、国民保健の向上に寄与することを目的とした法律である。妊産婦、乳児、幼児、保護者、新生児、未熟児に関する定義が規定されている。

ポスト産業社会

産業社会がさらに成熟し、資源やエネルギーなどよりも情報に支配される社会のこと。脱産業化社会や脱工業化社会、高度産業社会、ポスト・モダン社会ともいわれる。まさに現代社会を象徴しているものである。

捕捉率

福祉制度の捕捉率（テイクアップレート）とは、その制度の利用資格をもつ人びとのうち実際にその制度を利用している人びとの割合である。たとえば生活保護基準以下の世帯で、実際に生活保護を受給している世帯数の割合のこと。2010（平成22）年4月に生活保護水準未満の収入や資産で暮らす世帯のうち、保護を受けている割合の調査結果を公表し、その捕捉率は32.1%であることを厚生労働省の統計に基づく推計で明らかにした。「最後の安全網」である生活保護であるが、実際は救済されていない低所得者が多数いる可能性があることが示された。

ポランニー

[Polanyi, Karl 1886-1964]

ウィーン出身の経済学者。経済史の研究を基礎として、経済人類学の理論を構築した。代表作は『大転換』。経済過程に秩序を与え、社会を統合するパターンとして、互酬、再配分、交換の3つを挙げる。互酬の議論では、社会統合の1つのパターンとして相互扶助関係があるとされた。

ホリス

[Hollis, Florence 1907-1987]

アメリカの社会福祉研究者。アメリカにおいて「公民権法」(1964)が成立した時期に『ケースワーク：心理社会療法』を刊行し、「状況の中にある人間」をケースワークの中心概念に位置づけた。

マーシャル

[Marshall, Thomas Humphrey 1893-1981]

イギリスの社会政策研究者。「市民資格と社会的階級」(1963)の論文の中で、市民資格を公民権、政治権、社会権に分類し、「20世紀に市民資格の地位に社会権を組み入れたことは、社会的不平等の全パターンを修正する試みであった」と述べている。

三浦文夫

[1928-2015]

台湾に生まれる。社会福祉のアプローチの方法として、ニード論や供給論を展開。戦後、社会福祉の政策ニードが救貧制度から防貧制度に転換し、さらに貨幣的ニードから非貨幣的ニードへと変容したと論じた。また社会福祉経営論を唱え、新しい視点からの社会福祉理論を構築した。岡本栄一の地域福祉理論の類型化では、「在宅福祉志向軸」に分類されており、牧里毎治の分類では、「機能的アプローチ」の「資源論的アプローチ」に位置づけられている。主な著書として『社会福祉政策研究』(1985)などがある。

山室軍平

[1872-1940]

岡山県に生まれる。熱心なキリスト教信者であり、日本救世軍の創始者。その生涯を廃娼運動や婦人・

児童保護、貧困者医療などの社会事業に捧げた。

ヤングハズバンド報告

1959年、イギリスにおいてヤングハズバンド (Younghusband, E.) が行った報告。これまで独自にさまざまな形で発展してきた一連の諸サービスにおけるソーシャルワークの機能を再検討する最初の試みであることが述べられている。

精山源之助

[1871-1915]

富山県に生まれる。下層社会研究の先駆者。明治20年代のスラム化した地域の生活を描いた『日本の下層社会』(1899)からはその悲惨さがうかがえ、わが国の下層社会研究史の中でも評価が高い。

ラウントリー

[Lowntree, Benjamin Seeborn 1871-1954]

イギリスの研究者、実業家。業績の中でも1899年実施のヨーク調査は『貧困—都市生活の一研究』(1901)としてまとめられ、貧困の科学的研究として極めて著名である。最低生活費を基準として貧困を科学的に計測する方法を生み出した。ブース (Booth, C.) の調査研究の成果とともに「貧困の発見」と呼ばれている。

ラショニング

[rationing]

配給・割当てのこと。サービスや給付に対する需要を直接的コントロールによって制限すること。希少な資源を、市場メカニズムを用いずに、これを必要とする人びとに供給するための方法。

リスク社会

[risk society]

ドイツの社会学者であるベック (Beck, U.) が『危険社会—新しい近代への道』(1988)において提唱した。原子力発電、核兵器、食品工学、公害、地球環境問題など、科学の発展ゆえに全世界をも脅かすレベルのリスクを抱えるにいたった現代社会を背景にした概念である。現代社会は産業社会の段階を超えて、危険の分配が重要な課題となった危険社会であるとされた。

リッチモンド

[Richmond, Mary Ellen 1861-1928]

アメリカ合衆国イリノイ州に生まれる。ケースワークという用語を初めて用い、「ケースワークの母」といわれる。1917年『社会診断』を著す。『ソーシャル・ケースワークとは何か』(1922)の中で「ソーシャル・ケースワークは、人間と社会環境の間を、個別的、意識的に調整することを通じて、その人のパーソナリティを発達させる諸過程からなる」と定義した。リッチモンドはヘレン・ケラーの家庭教師サリヴァン(Sullivan, A.)の影響を強く受け、環境条件の改善から援助の展開を図るという立場をとった。

倫理綱領

[code of ethics]

専門職としての倫理的責任を明確にし、社会に表明するもの。行動規範であるとともに、社会に表明することによって専門職の独善を防ぐ役割も果たす。福祉分野の倫理綱領として、「社会福祉士倫理綱領」「介護福祉士倫理綱領」「介護支援専門員倫理綱領」などがある。

レイン報告

アメリカで1939年に出された報告書で、コミュニティ・オーガニゼーションの機能について、地域におけるニーズと社会資源を調整するものとした。この説は、「ニーズ・資源調整説」として知られている。

劣等処遇の原則

救済を受ける貧民は、最低層の自立労働者以下の水準で処遇すべきであるとの原則。1834年イギリスの「新救貧法」において制定された。

ロス

[Ross, Murray George 1910-2000]

カナダの社会福祉学研究者。コミュニティ・オーガ

ニゼーションの機能を、住民が主体となって地域を組織化し、問題を解決できるように働きかけることであるとした。「地域組織化説」と呼ばれている。著作に『コミュニティ・オーガニゼーション—理論・原則と実際』がある。

ロールズ

[Rawls, John Bordley 1921-2002]

アメリカの哲学者。1971年刊行の『正義論』(A Theory of Justice)が有名。ハーバード大学教授。アメリカの政治哲学者。「社会的・経済的不平等が許されるのは社会の中で最も不利な状況にある構成員にとってその不平等の是認が最大の利益になる場合に限られる」「同じ条件下で生じた不平等は、許容される」「最も恵まれない人が有利となるような資源配分は正義にかなう」「社会で最も不遇な人の最大の便益となるように、資源配分の是正が行われるべきである」とした。

ワグナー報告

1988年、イギリスでされた報告。現業ワーカーとしてのケア職員の格付けをやめ、その職位を一般職員あるいは専門職相当職員として規定し直すべきであることが言及されている。

ワークハウステスト法

1722年、イギリスで成立。教区に労役場を作り、救済を求める者を労役場において収容管理し、労働能力のある者に作業をさせた。

ワークフェア

[workfare]

アメリカのニクソン政権による福祉改革で示された労働を奨励する福祉政策のこと。福祉の目的を就労の拡大におき、同時に福祉の受給条件として就労を求める考え方である。就労を強制する「ハードなワークフェア」と、教育訓練や職業訓練によって雇用可能性を高める「ソフトなワークフェア」がある。

現代社会と福祉

問題 22 福祉における政府と民間の役割に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 平行棒理論とは、救済に値する貧民は救貧行政が扱い、救済に値しない貧民は民間慈善事業が扱うべきだとする考え方を指す。
- 2 繰り出し梯子理論とは、ナショナルミニマムが保障された社会では、民間慈善事業が不要になるとの考え方を指す。
- 3 社会市場のもとでは、ニーズと資源との調整は、価格メカニズムにより行われ、そこに政府が関与することはない。
- 4 準市場のもとでは、サービスの供給に当たり、競争や選択の要素を取り入れつつ、人々の購買力の違いによる不平等を緩和するための施策が講じられることがある。
- 5 ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)とは、福祉サービスの供給に参入した民間企業の経営効率化のために、その経営に行政職員を参画させる取組を指す。

問題 23 次のうち、1930年代のアメリカにおけるニューディール政策での取組として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保障法の制定
- 2 公民権法の制定
- 3 メディケア(高齢者等の医療保険)の導入
- 4 ADA(障害を持つアメリカ人法)の制定
- 5 TANF(貧困家族一時扶助)の導入

(注) 「障害を持つアメリカ人法」とは、「障害に基づく差別の明確かつ包括的な禁止について定める法律」のことである。

問題 24 日本の貧困に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 日本の2010年代における「貧困率」は、経済協力開発機構(OECD)加盟国の平均を大きく下回っている。
- 2 「2019年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)によれば、子どもがいる現役世帯の世帯員の「貧困率」は、「大人が二人以上」の世帯員よりも「大人が一人」の世帯員の方が高い。
- 3 「2019年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)によれば、子どもの「貧困率」は10%を下回っている。
- 4 「平成29年版厚生労働白書」によれば、高齢者の「貧困率」は、子どもの「貧困率」に比べて低い。
- 5 2018年(平成30年)の時点で、生活保護世帯に属する子どもの大学進学率は60%を超えている。

(注) ここでいう「貧困率」とは、等価可処分所得が中央値の半分に満たない世帯員の割合(相対的貧困率)を指す。

問題 25 次の記述のうち、ブラッドショー(Bradshaw, J.)のニード類型を踏まえたニードの説明として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 クライアントがニードを表明しなければ、ニードのアセスメントを行うことはできない。
- 2 社会規範に照らしてニードの有無が判断されることはない。
- 3 クライアントと専門職との間で、ニードの有無の判断が食い違うことはない。
- 4 他人と比較してニードの有無が判断されることはない。
- 5 クライアントがニードを自覚しなければ、クライアントからのニードは表明されない。

問題 26 次のうち、日本における第1次ベビーブーム期の出生者が後期高齢者になるために、国が示した、医療や介護等の供給体制を整備する目途となる年次として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 1973年(昭和48年)
- 2 1990年(平成2年)
- 3 2000年(平成12年)
- 4 2025年(令和7年)
- 5 2035年(令和17年)

問題 27 次のうち、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」で示された内容として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 在留外国人の出身国籍が多様化する傾向が止まり、南米諸国出身の日系人が在留者の大部分を占めるようになった。
- 2 日本社会に活力を取り込むために、高度で専門的な技術・知識を有する者以外の外国人材の受入れを抑制する。
- 3 外国人との共生社会は、一人ひとりの外国人が日本社会に適応するための努力をすれば実現可能である。
- 4 外国人が安全に安心して暮らせるように、外国人に対する情報発信や相談体制を強化する。
- 5 共生社会の実現のために、在留外国人には納税及び社会保険への加入の義務を免除する。

(注) 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」とは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が2022年(令和4年)6月14日に策定した文書のことである。

問題 28 次のうち、エスピン-アンデルセン(Esping-Andersen, G.)の福祉レジーム論に関する記述として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 福祉レジームは、残余的モデルと制度的モデルの2つの類型からなる。
- 2 市場や家族の有する福祉機能は、福祉レジームの分析対象とはされない。
- 3 スウェーデンとドイツは同一の福祉レジームに属する。
- 4 各国の社会保障支出の大小といった量的差異に限定した分析を行っている。
- 5 福祉レジームの分析に当たり、脱商品化という概念を用いる。

問題 29 所得の再分配に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 市場での所得分配によって生じる格差を是正する機能を有しうる。
- 2 現物給付を通して所得が再分配されることはない。
- 3 同一の所得階層内部での所得の移転を、垂直的な所得再分配という。
- 4 積立方式による公的年金では、世代間の所得再分配が行われる。
- 5 高所得者から低所得者への所得の移転を、水平的な所得再分配という。

問題 30 次のうち、社会福祉法に設置根拠をもつものとして、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 地域包括支援センター
- 2 母子家庭等就業・自立支援センター
- 3 福祉に関する事務所(福祉事務所)
- 4 運営適正化委員会
- 5 要保護児童対策地域協議会

問題 31 居住支援に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 住宅確保要配慮者居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対して家賃の貸付けを行っている。
- 2 住居確保給付金は、収入が一定水準を下回る被用者に限定して、家賃を支給するものである。
- 3 シルバーハウジングにおけるライフサポートアドバイザーは、身体介護を行うために配置されている。
- 4 「住宅セーフティネット法」は、住宅確保要配慮者が住宅を購入するための費用負担についても定めている。
- 5 地方公共団体は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者を対象とする公営住宅を供給している。

(注) 「住宅セーフティネット法」とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」のことである。